

解雇特区 事実上見送り

規制緩和メニュー決まる

安倍政権が成長戦略の柱の一つとする「国家戦略特区」の規制緩和メニューが18日、決まった。焦点の「解雇ルール」は緩和色が大きく後退。解雇トラブルの事例をまとめた「雇用契約の指針」を政府がつくり、企業に助言する案に落ち着いた。政府内の意見対立もあって特区案は二転三転。当初の「解雇特区」は事実上、見送りになった。

政府内も対立、二転三転

「特区全体の評価は90点」。18日夕に会見し、雇用は82、83点と高かった。特区ワーキンググループ

解雇特区はどうなった？

特区が想定する対象は、当初案では、開業後5年以内の事業所や、外国人労働者の比率が3割以上の事業所

	当初案	結果
解雇ルール	解雇の要件・手続きを契約で明確化できるようにする。特区内で定める指針に沿う契約による解雇は有効	過去の労働紛争の裁判例を分析・類型化した「雇用ガイドライン」をつくる。特区ごとに「雇用労働相談センター」を設け、企業に助言サービスを行う
労働時間	一定の年取要件などを満たす労働者が希望する場合、労働時間の規制を外すことを認める	特区項目から除外
有期雇用	契約で、有期雇用の労働者側から、5年を超えた際の無期(雇用)転換の権利を放棄することを認める。使用者側が無期転換の可能性を気にしないで済む	「高度な専門的知識」などを対象に、無期転換の権利を発生までの期間のあり方などを、全国規模の改革として見直す。来年の通常国会に法案を提出する



国家戦略特区について「成果は90点」と強調するワーキンググループ座長の八田達夫・阪大招聘教授＝東京都千代田区

(WG)の八田達夫座長(阪大招聘教授)は焦点の雇用で合格点をつけた。とはいえ、日本経済再生本部(本部長・安倍晋三首相)が決めた雇用の特区案は、当初のWG案から大きく変わった。

当初案は①解雇ルール②労働時間法制③有期雇用制度の3点を見直し対象とした。外国企業の誘致などに「不便な規制」を外すため、安倍首相も「表現に向けて検討を」と指示した。しかし、田村憲久・厚生労働相が「憲法上、特区内外で労働規制に差をつけない」と慎重姿勢を崩さなかった。WGは作業の遅れから②の労働時間を特区構想から外した。

特区方式、労使とも批判

雇用特区が大幅に後退して決着したのは、雇用ルールの大きな変更への警戒感と、特区方式に対する反対が強かったからだ。特に問題になったのは「解雇ルール」。労働契約法の趣旨は「解雇の権利を乱用してはいけない」という最低限のもの。解雇によって労働者の生活は脅かされる。このため従来の解雇ルールは、法の原則の上に判例を積み重ね、解雇の是非は総合的な事情で判断、安易な解雇はできない。これに対して特区の提案は、労働契約法に特例をつくり、企業と労働者が結んだ契約条項が尊重されるようにする。特区で定めた指針に合えば、入社時に契約した要件・手続きに沿って解雇を認める。これまでのルールを大きく変える提案に労働側は強く反発。最初是对

医療・教育 企業参入促す

規制緩和メニューは雇用以外も幅広い。医療では、「国際医療拠点」をつくること、外国人医師が日本人以外に国籍を問わず患者を診られるようにすることや、病床を基準以上に増やすことを認める。公立学校の運営を民間にゆだねる「公設民営学校」の解禁や、都心のマンション建設に対する容積率の優遇なども盛り込んだ。医療、教育、住居といった外国人が日本に滞在する際の

- 規制項目の中には検討継続や除外されたものも(雇用関連は除く)
- 【法案などに盛り込まれる項目】
- ・外国医師、看護士の業務解禁
 - ・病床規制の特例によるベッド増
 - ・保険外併用療養の拡充
 - ・公設民営学校の設置
 - ・容積率など土地利用規制の見直し
 - ・道路使用許可の一元化、民間開放
 - ・賃貸住宅の宿泊施設利用解禁
 - ・古民家の宿泊施設利用など
 - ・農業への信用保証制度の適用
 - ・農家レストランの要件緩和
- 【検討を継続する項目】
- ・医学部の新設
 - ・農業委員会の機能を市町村に移管
 - ・農業生産法人要件の緩和
- 【除外された項目】
- ・地方議会の被選挙権年齢の引き下げ

免除して一般の賃貸住宅や古民家を宿泊施設として使わす。企業の農業参入を促す。企業の場合、信用保証制度の利用も認める。政権にとり、特区は景気浮揚に向けた「規制改革の突破口」。医療や農業など緩和の進まず対象に「岩盤」とされる分野も対象にしたが、医学部の設置や農業生産法人の要件緩和など、決着していない項目もある。法案は11月上旬に閣議決定し、地域は年末以降に指定する。特区ごとに政府や自治体が規制緩和策を選び、区域内で実施していく。(清井聡)